

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第5号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則（平成12年岩手県規則第155号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|---|----------------------------|-----|---|-------------------------------------|-----|
| 別表第2（第2条関係） | | | 別表第2（第2条関係） | | |
| 審査細目 | 区 分 | 額 | 審査細目 | 区 分 | 額 |
| 1 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 | [略] | 1 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 | [略] |
| | [略] | | | [略] | |
| 2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 | [略] | 2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 | [略] |
| | [略] | | | [略] | |
| 3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 | [略] | 3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項 | 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 | [略] |
| | [略] | | | [略] | |
| 4 自動車教習所に関する法令についての知識 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 | [略] | 4 自動車教習所に関する法令についての知識 | 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 | [略] |
| | [略] | | | [略] | |
| 5 技能検定の実施に関する知識 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 | [略] | 5 技能検定の実施に関する知識 | 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 | [略] |
| | [略] | | | [略] | |
| 6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 | [略] | 6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 | [略] |
| | [略] | | | [略] | |
| [略] | | | [略] | | |
| 備考1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての | | | 備考1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての | | |

審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,800円、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,100円をそれぞれ加算した額とする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第2条関係）

| 審査細目 | 区 分 | 額 |
|---|----------------------------|-----|
| 1 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 大型自動車免許及び中型自動車免許に係る教習指導員審査 | [略] |
| | [略] | |
| 2 技能教習に必要な教習の技能 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 | [略] |
| | [略] | |
| 3 学科教習に必要な教習の技能 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 | [略] |
| | [略] | |
| 4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 | [略] |
| | [略] | |

審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,450円、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,100円をそれぞれ加算した額とする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第2条関係）

| 審査細目 | 区 分 | 額 |
|---|-------------------------------------|-----|
| 1 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査 | [略] |
| | [略] | |
| 2 技能教習に必要な教習の技能 | 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査 | [略] |
| | [略] | |
| 3 学科教習に必要な教習の技能 | 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査 | [略] |
| | [略] | |
| 4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 | 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査 | [略] |
| | [略] | |

| | | |
|------------------------|-----------------------------------|-----|
| 5 自動車教習所に関する法令についての知識 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 [略] | [略] |
| 6 教習指導員として必要な教育についての知識 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 [略] | [略] |
| [略] | | |

備考1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,850円、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,150円をそれぞれ加算した額とする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については250円、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については100円をそれぞれ加算した額とする。

| | | |
|------------------------|--|-----|
| 5 自動車教習所に関する法令についての知識 | 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査 [略] | [略] |
| 6 教習指導員として必要な教育についての知識 | 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査 [略] | [略] |
| [略] | | |

備考1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,500円、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,150円をそれぞれ加算した額とする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については250円、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については100円をそれぞれ加算した額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。